

福岡県公報

平成20年 8 月 8 日
第 2 8 5 8 号

目 次

告 示 (第1316号 - 第1320号)

| | | | |
|------------------------|--------------|-------|---|
| 市の町の区域の変更 | (市町村支援課) | | 1 |
| 飼料の試験結果の概要 | (畜産課) | | 1 |
| 大規模小売店舗立地法の規定に基づく意見の概要 | (中小企業振興課) | | 3 |
| 市の境界の変更 | (市町村支援課) | | 3 |
| 土地改良区の解散の認可 | (農村整備課) | | 3 |
| 公 告 | | | |
| 一般競争入札の実施 | (警察本部会計課) | | 4 |
| 監 査 委 員 | | | |
| 監査結果の報告に係る措置の公表 | (監査委員事務局総務課) | | 6 |

告 示

福岡県告示第1316号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福岡市長から福岡市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成20年9月1日から効力を生ずるものとする。

平成20年7月福岡県告示第1250号は、取り消す。

平成20年 8 月 8 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を「別府四丁目」に編入する。

| 町 名 | 地 番 |
|-----------------------------|-------------|
| 城西団地 | 5の2、6の2、6の3 |
| これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部 | |

福岡県告示第1317号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成20年6月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成20年 8 月 8 日

福岡県知事 麻 生 渡

| 製造事業場等の 名称及び所在地 | 収去場所 | 飼料の名称 | 製 造 (輸入) 年 月 | 試験結果の概要 () 内は表示成分 | | | | | | | | | 違反の内容 |
|--|------|--------------------------------------|--------------------|--------------------|----------|----------------|-----------|----------|----------|------------|------------------|----------------------|-------|
| | | | | 粗たん 白質 % | 粗脂肪 % | カルシ ウム % | リン % | 粗繊維 % | 粗灰分 % | T D N % | M E kcal / kg | その 他の 検 査 % | |
| 石橋工業株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津 5 - 9 - 3 | 同 左 | 粉碎とうもろこし88 (とうもろこし、ふ すま二種混合飼料) | 平成 20年 6月 | 8.5 | 表 4.0 | 示 0.04 | な 0.36 | し 2.7 | 1.8 | | | | |
| | | ミックス1号 (肉用牛肥育用二種 混合飼料) | 平成 20年 6月 | 9.8 | 表 2.9 | 示 0.03 | な 0.28 | し 3.0 | 1.7 | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|---|-----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|---------------|----------------|------------------|--|--|
| ジェイエイ北九州く みあい飼料株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津 5 - 2 - 14 | 同 左 | くみあい配合飼料 パワーレイヤー17Y (成鶏飼育用配合飼 料) | 平成 20年 6月 | (17.0) 17.8 | (3.0) 4.0 | (2.80) 4.13 | (0.35) 0.49 | (5.0) 3.0 | (13.0) 12.6 | (2,800) 2,804 | | |
| | | くみあい配合飼料 博多和牛2号 (肉用牛肥育用配合 飼料) | 平成 20年 6月 | (11.5) 12.6 | (2.0) 3.1 | (0.05) 0.22 | (0.25) 0.44 | (10.0) 3.5 | (10.0) 3.3 | (74.0) 74.5 | | |
| | | くみあい配合飼料 SEW肉豚ペレット 雌 (肉豚肥育用配合飼 料) | 平成 20年 6月 | (13.0) 13.2 | (2.5) 3.2 | (0.50) 0.60 | (0.40) 0.44 | (6.5) 2.5 | (7.0) 3.6 | (77.0) 77.1 | | |
| 門司飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区小森 江1 - 3 - 1 | 同 左 | 協同飼料 マイルドビーフ (肉用牛肥育用配合 飼料) | 平成 20年 5月 | (11.5) 11.8 | (2.0) 3.2 | (0.50) 0.89 | (0.40) 0.47 | (10.0) 4.8 | (10.0) 5.3 | (72.0) 72.3 | | |
| | | 協同飼料 ティラ17 (成鶏飼育用配合飼 料) | 平成 20年 5月 | (17.0) 17.2 | (3.0) 4.5 | (2.60) 3.83 | (0.55) 0.59 | (6.0) 3.0 | (14.0) 11.2 | (2,800) 2,808 | | |
| | | 協同飼料 子豚用I・愛 (子豚育成用配合飼 料) | 平成 20年 5月 | (16.0) 16.0 | (4.0) 5.7 | (0.50) 0.82 | (0.35) 0.57 | (4.0) 2.8 | (8.0) 4.9 | (79.0) 79.0 | | |
| 伊藤忠飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区田野 浦海岸15 - 86 | 同 左 | イトーチュー レイヤー17M (成鶏飼育用配合飼 料) | 平成 20年 6月 | (17.0) 17.1 | (3.0) 5.3 | (2.80) 3.58 | (0.45) 0.50 | (5.0) 3.0 | (15.0) 12.1 | (2,800) 2,800 | | |
| | | イトーチュー ポークS (子豚育成用配合飼 料) | 平成 20年 6月 | (16.0) 16.2 | (3.0) 5.3 | (0.60) 0.62 | (0.50) 0.55 | (6.0) 2.8 | (8.0) 4.8 | (79.0) 79.5 | | |

福岡県告示第1318号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）ヤマダ電機テックランド志免店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町南里五丁目77 - 1

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

- ・ 西側車両出入り口が幹線道路交差点より15メートル以内のため、道路渋滞及び排気ガスの問題
- ・ 西側車両出入り口側道路幅が狭いため、交通事故が多くなる。
- ・ 西側車両出入り口での車の渋滞で、地域居住者が自宅から車での出入りが危険

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

- ・ 西側車両出入り口前は学童通学路のため、店舗車両出入り時危険
- ・ 西側車両出入り口20メートル近辺に福祉バス停があり、老人の通りが多く店舗への車両出入りの時危険
- ・ 西側車両出入り口の近くに目の不自由な人が居住。毎日数回、車両出入り口前を通るので危険

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

- ・ 店舗裏側住宅と店舗敷地との高低差（80センチ）あり、店舗内車等騒音発生の問題

- ・ 店舗西側車両出入り口前居住者が車渋滞等による騒音、店舗内車両の騒音問題

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

意見なし

福岡県告示第1319号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、平成20年10月1日から北九州市と直方市との境界を次のように変更する。

平成20年8月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 直方市のうち次の区域を北九州市に編入する。

| 町 | 地 番 |
|--------|---|
| 湯野原2丁目 | 7の106、7の107、8の109、8の110、9の114、11の129、11の130、14の112、100の26から100の28まで |

2 北九州市のうち次の区域を直方市に編入する。

| 区 | 町 | 地 番 |
|------|--------|---|
| 八幡西区 | 星ヶ丘5丁目 | 1の115、1の116、5の102、5の103、5の129、5の133から5の136まで、5の138、100の13 |
| | 星ヶ丘6丁目 | 3の123、7の125から7の134まで、100の15 |

福岡県告示第1320号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したため、同条第3項の規定により公告する。

平成20年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

| | |
|---------|------------|
| 土地改良区名 | 解散認可年月日 |
| 藤山土地改良区 | 平成20年7月30日 |

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

視覚検査装置 2台

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年10月3日(金)

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年9月4日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|------|------|
| 05 | 05 | 医療機器 | AA、A |

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者
- (6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。
- ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
- イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者であること。
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2234
- 5 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出期間
平成20年8月8日(金)から平成20年9月1日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法
直接又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

- 6 入札参加の確認結果の通知
5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 7 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
(1) 期間等
平成20年8月8日(金)から平成20年9月1日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
(2) 場所
4の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限
(1) 提出場所
4の部局とする。
(2) 受領期限
平成20年9月4日(木)午後6時00分
(3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 11 開札の場所及び日時
(1) 場所
4の部局が指定する場所
(2) 日時
平成20年9月5日(金)午前10時00分
- 12 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ

の代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

監査委員

監査公表第5号

財団法人福岡県水源の森基金等53団体について実施した財政的援助団体等監査結果の報告（平成20年3月27日19監総第1001号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年8月8日

福岡県監査委員 工藤 壽文
 同 進谷 庸助
 同 伊藤 龍峰

同 野田 栄市

20行経第491号
平成20年6月20日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿
同 進 谷 庸助 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 野 田 栄 市 殿

福岡県知事 麻 生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成20年3月27日付19監総第1001号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

| 対象機関名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|---------------------------|---|--|
| 公立大学法人 福岡県立大学 | <p>県から無償譲渡を受けた構築物及び管理物品並びに消耗品の評価額の計上が、収益で31,122,280円、資産で30,469,578円、費用で652,702円過小となっている。</p> <p>これは、価格を誤認したこと及び照合が不十分であったためであり、事務処理にあたっては誤りのないよう十分留意し、適切に行う必要がある。</p> | <p>当該計上漏れについては、平成19年度に修正仕訳を行い、前期損益修正損益として計上いたしました。</p> <p>今後は、独立行政法人会計基準等に基づく適切な事務処理を行うとともに、チェック体制の強化を図り、誤りの再発防止に努めます。</p> |
| 公立大学法人 九州歯科大学 | <p>病院収入に係る未収金の計上が11,157,782円過小となっている。</p> <p>これは、平成18年度から公立大学法人となり企業会計原則に基づいた会計処理を行うこととなっているが、その習熟が不十分であったこと及び年度当初は財務会計システムの改修によりその使用ができなかったこと等により未収金並びに県から譲渡された分納債権の計上誤りが生じたためと考えられる。</p> <p>事務処理にあたっては誤りのないよう十分留意するほか、未収金管理を適切に行う必要がある。</p> | <p>当該計上漏れについては、平成19年度に修正仕訳を行い、未収附属病院収入及び前期損益修正益として計上いたしました。</p> <p>今後は、独立行政法人会計基準等に基づく適切な事務処理及び未収金管理を行うとともに、チェック体制の強化を図り、誤りの再発防止に努めます。</p> |
| 財団法人福岡県建設技術センター 土木部企画課 | <p>当財団への県派遣職員の人件費について、勤勉手当及び時間外勤務手当は当財団が負担する取り決めとなっていないが、誤って県の負担としたため、県の負担金が3,734,695円過大となっている。</p> <p>人件費の負担については取決め書を</p> | <p>過大支出については、平成20年1月28日に返還の措置を講じた。</p> <p>今後、より一層のチェック強化等再発防止に取り組み、適切な事務処理に努める。</p> |

| | | |
|---------------------------|---|---|
| | 遵守し、適切な事務処理を行う必要がある。 | |
| 財団法人福岡県下水道公社 建築都市部下水道課 | <p>県が当財団に委託している流域下水道維持管理業務において、当財団で修繕工事として施工されているもの及び当財団が発注した業務委託等の中に、新たな資産の取得と考えられるものが、薬品注入設備等13件見受けられたが、これが県有財産又は当財団の資産として計上されていない。</p> <p>取得した資産については、県有財産又は当財団の資産として関係帳簿に計上し適正に管理する必要があり、未登録のものについては調査のうえ計上された。</p> | <p>当該資産13件については、県有財産として平成20年5月30日に登録を行った。また、このほかに未登録の資産がないか引き続き調査を行っている。</p> <p>再発防止のため財団法人福岡県下水道公社及び下水道課の職員に関係規定の周知徹底を図り、適正な財産管理に努めてまいりたい。</p> |
| 福岡県産業・科学技術振興財団 | <p>購入した回路設計ツール等5件37,757,580円の計上を失念し、また、電話加入権444,960円を重複して計上したことにより、固定資産（備品等）について、37,312,620円が過小計上となっている。</p> <p>事務処理にあたっては関係帳簿等との照合を行うなど、誤りのないよう十分留意する必要がある。</p> | <p>指摘のあった事項については、今後関係帳簿等との照合を徹底するなど、再発の防止を図るとともに、適正な会計処理に努める。</p> <p>なお、計上誤りについては、平成19年度決算において修正措置を行った。</p> |